

## 号 別 区 分 表

令和6年4月1日現在

監督 機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	10号	映画・演劇業	県民文化館
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署 ※1	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、東北農林専門職大学、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、致道館中学校、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(40)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病害虫防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課※2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育局本局、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。